

(案)

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会
教員養成のフラッグシップ大学検討ワーキンググループの設置について平成31年3月 日
教員養成部会決定

1. 設置の目的

平成31年1月18日にとりまとめられた教育再生実行会議第十一次提言中間報告で示された「国は、教師のICT活用指導力の向上をはじめとする Society5.0 に対応した教員養成を先導するフラッグシップ大学（例えば教員養成の指定大学制度等）の創設を検討する」を受け、その在り方について、より具体的かつ専門的見地から審議を行うため、教員養成部会のもとに、教員養成のフラッグシップ大学検討ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 教員養成のフラッグシップ大学の在り方（目的、役割、教育研究内容及びこれらを実現するためのガバナンスやマネジメント等）
- (2) (1) に連動した教員養成に関わる大学全体のシステムの在り方（教員養成に関わる大学教員の養成・採用・研修の検討等）

3. 設置期間

ワーキンググループは、2. の検討事項に関する審議が終了したときに廃止する。

4. その他

- (1) ワーキンググループにおいて検討結果をとりまとめた時は、教員養成部会に報告する。
- (2) 教員養成部会からの求めがあった時は、ワーキンググループの検討の経過を教員養成部会に報告する。

また、ワーキンググループは必要に応じ、その検討の経過を教員養成部会に報告することができる。